

令和4年 上里町教育委員会 第2回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和4年第2回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和4年2月21日（月）午前9時30分
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第2号 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 議案第3号 令和3年度上里町教育予算（3月補正）について
- (3) 議案第4号 令和4年度上里町教育予算（当初予算）について
- (4) 議案第5号 上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- (5) 議案第6号 上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第7号 上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱を改正する要綱について
- (7) 議案第8号 上里町学校運営協議会実施要綱の一部を改正する要綱について
- (8) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 令和4年 3月 日（ ） 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

令和4年第2回上里町教育委員会会議録

| | | | | | | |
|-------------|--------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 招集月日 | 令和4年2月21日(月) | | 招集場所 | 上里町役場 3階 教育委員会室 | | |
| 会議日程 | 開 会 | 午前9時30分 | 閉 会 | 午前11時01分 | | |
| 招集者及び宣告者 | 教育長 埴岡 正人 | | 議 長 | 教育長 埴岡 正人 | | |
| 委員出席状況 | 教 育 委 員 | | 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員 | 学校教育課長 | 望月 誠 | |
| | 教 育 長 | ○ 埴岡 正人 | | 学校教育指導室長 | 福島 実 | |
| | 委 員 | ○ 阿久戸 嘉彦 | | 生涯学習課長 | 金井 憲寿 | |
| | 委 員 | ○ 相川 崇樹 | | 学校教育指導室長補佐 | 安藤 俊和 | |
| | 委 員 | ○ 齊藤 雅男 | | 学校教育課教育庶務係長 | 吉村 香織 | |
| | 委 員 | × 岸本 真紀 | | 学校教育課教育庶務係主任 | 新井 聖哉 | |
| | ※出席者○印・欠席者×印 | | | | | |
| 会 議 進 行 状 況 | 1. 開会 | | ＜挨拶・開会宣言＞ | | | |
| | | 教育長 | | | | |
| | 2. 前回会議録の承認 | | 前回会議録の確認をお願い致します。ご不明な点等ございましたらご | | | |
| | | 教育長 | 発言願います。 | | | |
| | | | 委員 | ＜特になし＞ | | |
| | | | 教育長 | 特に無いようですので、前回の会議録については、ご承認頂けたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録署名委員は、相川委員をお願いいたします。 | | |
| | 3. 議事 | | それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議案は7件となります。なお、議案第2号は、個人情報が含まれる内容、また議案第3号、第4号議案は、3月定例議会に上程する予定の案件でありますので、会議の内容を非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。 | | | |
| | | 委員 | ＜了解＞ | | | |
| | | | 教育長 | では、議案第2号、第3号、第4号につきましては、会議の内容を非公開とさせていただきます。 | | |
| | | | それでは、議案第2号「令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。 | | | |
| | | | | | | |

| | | | |
|----------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 進 行 状 況 | 教育庶務係長 | 議案第2号「令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」説明申し上げます。 | |
| | | 提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。 | |
| | | 概要及び内容についてご説明申し上げます。 | |
| | | 始めに概要でございますが、令和4年1月16日から2月15日までに申請のありました新規の申請者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき認定を行いたいものであります。 | |
| | | 続きまして、認定内容でございます。次のページの認定結果一覧表をご覧ください。「新入学用品費」の入学前支給実施に伴い、4月に町立小学校に、新1年生として入学を予定している、児童等の保護者より申請のありました、新規申請4件4名であります。次に認定区分が準要保護の新規2件2名であります。 | |
| | | なお、本案の認定開始は、令和4年2月1日からとなります。 | |
| | | 以上で令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 | |
| | | <申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開> | |
| | | | |
| | | 教育長 | 議案第2号につきましては、事務局提案のとおり決することによりでしょうか。 |
| | | 委員 | <異議なし> |
| | | 教育長 | ありがとうございます。議案第2号は、提案のとおり決定されました。続きまして、議案第3号「令和3年度上里町教育予算(3月補正)について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。 |
| | | | |
| | | 学校教育課長 | 議案第3号 令和3年度上里町教育予算(3月補正)について、ご説明申し上げます。提案理由でございますが、令和4年第1回上里町議会定例会へ教育予算(3月補正)を提出したいため、本案を提出するものであります。概要及び内容について、ご説明申し上げます。 |
| | | | 始めに概要でございますが、令和3年度上里町教育予算(3月補正)を策定したので、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもので |

| | | |
|----------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 進 行 状 況 | | あります。 |
| | | 以上が令和3年度上里町教育予算（3月補正）についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 |
| | | 続きまして、担当よりお手元の「令和3年度上里町教育予算（12月補正）に関する説明書」で説明をさせていただきます。 |
| | | <内容及び担当による詳細説明・質疑応答は非公開> |
| | 教育長 | 議案第3号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。 |
| | 委員 | <異議なし> |
| | 教育長 | ありがとうございます。議案第3号は提案のとおり決定されました。続きまして、議案第4号「令和4年度上里町教育予算(当初予算)について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。 |
| | 教育庶務係長 | 議案第4号「令和4年度上里町教育予算について」ご説明申し上げます。 |
| | | 提案理由でございますが、令和4年第1回上里町議会定例会へ教育予算を提出したいため、本案を提出するものであります。 |
| | | 概要及び内容について、ご説明申し上げます。始めに、概要でございますが、令和4年度上里町教育予算を策定したので、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。 |
| | | 以上が令和4年度上里町教育予算についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 |
| | | 続きまして、担当課長よりお手元の「令和4年度上里町教育予算に関する説明書」で説明をさせていただきます。 |
| | | <内容及び担当による詳細説明・質疑応答は非公開> |
| | 教育長 | 議案第4号につきましては、事務局の提案のとおり決することよろしいでしょうか。 |
| | 委員 | <異議なし> |

| | | |
|----------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 進 行 状 況 | 教育長 | ありがとうございます。議案第4号は、提案のとおり決定されました。続きまして、議案第5号「上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。 |
| | 教育庶務係長 | 議案第5号「上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程について」ご説明申し上げます。 |
| | | 提案理由でございますが、行政手続きにおける押印の見直しに伴い所要の改正を行いたく、本案を提出するものです。 |
| | | 内容について、ご説明申し上げます。第7条第1項中「、直ちに所定の出勤簿に自ら押印し」を削り、同条第2項及び第3項中「出勤」を「勤務整理」に改める。附則、この規程は、公布の日から施行する。 |
| | | 詳細でございますが、規程で定められていた出勤簿の押印について廃止するものです。規程第7条（出勤）では、出勤後、直ちに所定の出勤簿に自ら押印することとなっておりますが、改正後は出勤簿に代わる勤務整理簿に改められたため、押印は廃止となります。 |
| | | 以上で、上里町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程についての、提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 |
| | 教育長 | ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。 |
| | 委員 | 新たに導入する校務支援システムには出退勤が管理できる機能はないのか。紙ベースの様式が変更になり、印鑑は押さなくてもよくなるということか。 |
| | 学校教育指導室長 | 勤務整理簿がデータで校務支援システムの中に組み入れられることが理想です。今の段階では対応できておりませんが、今後、システムの中に組み入れていければ良いと思っております。現段階では、自分で作ったエクセルのソフトを活用したいと考えております。徐々に良いものに切り替わっていくと思います。 |
| | 委員 | タイムカードのデータがそのソフトに流れるのか。 |
| | 学校教育指導室長 | 現段階では繋がっておりません。タイムカードを押すことによってすべてが連動していくのが理想でございます。 |

| | | |
|---|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 | 委員 | 印鑑を使うのか。 |
| | 学校教育指導室長 | 印鑑は使わずに、出勤整理簿の中で出勤すると何も付かない状態になり、年休等を取得すると表示されます。 |
| 議 | 委員 | 出勤時間はわからないのか。 |
| | 学校教育指導室長 | 別のシステムになり、繋がっていないのが現状です。 |
| 進 | 委員 | 今のタイミングで変更する理由は何か。電子化の第一歩としてなのか、国からの依頼なのか。 |
| | 教育長 | 押印を廃止するためです。 議案第5号の件につきましては、事務局提案のとおり決することによってよろしいでしょうか。 |
| 行 | 委員 | <異議なし> |
| | 教育長 | ありがとうございます。議案第5号は、提案のとおり決定されました。続きまして、議案第6号「上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。 |
| 状 | 教育庶務係長 | 議案第6号「上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。 提案理由でございますが、上里町教育委員会の内部組織の改編等に伴い、所要の改正をしたいので、本案を提出するものであります。 |
| | | 概要でございますが、上里町教育委員会事務局に置かれております課・室・係について変更するもので、それに併せまして各課の事務分掌並びに事務局設置の職名の整備等を行うものであります。 |
| 況 | | 内容でございます。5ページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっています。 |
| | | 第1条の見出しを「(課・係の設置)」に改め、同条中「・室」を削ります。「学校教育課」を「教育総務課」、「学校教育指導室」を「教育指導課」に改め、生涯学習課に「文化財係」を加えます。 |
| | | 第2条といたしまして、「(各課共通事務分掌)」(1)から(11) |

| | | |
|----------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 進 行 状 況 | | までを加えます。 |
| | | 第2条の見出しを「(課・係等の事務分掌)」に改め、同条中「学校教育課」を「教育総務課」に、次のページの「(2)事務局・学校・その他の教育機関の職員の人事・身分・服務及び福利厚生に関すること。」を「(2)教育委員会職員の人事・身分・服務及び福利厚生に関すること。」に、「(3)教育委員会の所掌に係る予算及び経理に関すること。」を「(3)教育費予算の総括に関すること。」に、「(19)学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。」を「(19)学校の環境衛生に関すること。」に改めます。「(20)教科用図書の無償給与に関すること。」を削ります。以降の号は1つずつ繰り上がります。「(25)幼稚園就園奨励費に関すること。」を「(24)幼児教育・保育の無償化(新制度未移行幼稚園)」に関すること。」に、「(28)その他、学校教育に関すること及び各課室に属さないこと。」を「(27)その他、他の課の所管に属さないこと。」に改めます。 |
| | | 次に「学校教育指導室」を「教育指導課」に、「(5)校長及び教員の研修に関すること。」を「(5)校長及び教職員の研修に関すること。」に改めます。「(6)教職員の人事に関すること。」を加えます。以降の号は1つずつ繰り下がります。「(15)教科用図書の採択に関すること。」を「(16)教科用図書の採択及び無償給与に関すること。」に改めます。 |
| | | 同条生涯学習課スポーツ振興係の「(6)社会体育関係事業及び町民体育祭の企画、運営に関すること。」を「(6)社会体育関係事業の企画、運営に関すること。」に改め、公民館係の次に、文化財係の事務分掌(1)から(5)を加えます。新たな第2条を加えたため、同条を第3条とします。 |
| | | 第3条中「指導室長」、「指導室長補佐」、「専門員」、「社会教育主事(教育委員会が定める者)」、「養護職員」、「事務補助員」、「用務員」を削り、同条を第4条とします。 |
| | | 第4条第1項中「、指導室長」、第3項「指導室長補佐は、指導室長を補佐し、職員の担任する事務を監督し、その事務を処理する。」を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項とします。第6項「専門員は上司の命を受け、専門の事務を処理する。」を削り、第7項を第5項に、第8項から第12項までを2項ずつ繰り上げます。第13項「養護職員は、上司の命を受け、担当する養護事務を処理する。」、第14項「事務補助員は、上司の命を受け、係の事務を処理する。」、第15条「用務員は、上司の命を受け、学校用務に従事する。」を削り、同条を第5条 |

| | | |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 | | とします。 |
| | | 第5条中「学校教育課長」を「教育総務課長」に改め、同条を第6条とします。 |
| | | 以下、第6条を第7条に、第7条を第8条に、第8条を第9条とします。 |
| | | 附則では、公布の日から施行するものであります。 |
| | | 以上で、上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 |
| | | |
| | 教育長 | ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。 |
| | 委員 | 「室」という名称は行政ではあまり使われてないのか。学校教育指導室が作られたのはかなり前だと思われるが「室」の位置づけを教えてください。 |
| | 学校教育課長 | 以前は、学校教育課の中に数名の指導主事がいて、学校の指導を行っていましたが、校長級の指導主事を迎えるために「室」を設置したのではないかと思います。 |
| | 委員 | 学校教育課指導室を学校教育課にした方が、外部的にわかりやすいのではないか。 |
| 進 行 | 学校教育課長 | 行政関係者はわかると思いますが、議員や住民の混乱を招く恐れがあるため、学校教育課は残さずに教育指導課とさせていただきたいと思っております。 |
| | 委員 | |
| | 学校教育課長 | |
| 状 況 | 教育長 | 議案第6号の件につきましては、事務局提案のとおり決することによってよろしいでしょうか。 |
| | 委員 | <異議なし> |
| | 教育長 | ありがとうございます。議案第6号は、提案のとおり決定されました。続きまして、「議案第7号 上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱を改正する要綱について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。 |

| | | |
|----------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 進 行 状 況 | 教育庶務係長 | 議案第7号「上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する要綱について」ご説明申し上げます。 |
| | | 提案理由でございますが、上里町では、内閣府の作成した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に沿って押印を必要とした手続き等について見直しを行っており、申請書の押印を廃止するため所要の改正を行いたく、本案を提出するものです。 |
| | | 内容でございますが、要綱内の様式第1号（第4条関係）就学援助費受給申請書の押印を廃止するものです。要綱の第4条（申請）では、押印を求めておらず、様式のみを押印欄がございます。押印見直し基準では、「様式のみを押印欄がある手続は、登記印・登録印を求めているなど特段の事情がない限り、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられることから押印を求めない」とされていることから、押印を廃止いたします。 |
| | | 新旧対照表をご覧ください。廃止するものについては、申請書表面上段の申請者、下段の同意書の申請者、その下委任状の申請者、裏面上段の口座振替依頼書の申請者にあります押印を廃止するものです。 |
| | | 以上で、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する要綱についての、提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 |
| | | |
| | 教育長 | ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。 |
| | 委員 | 押印を廃止した場合、自筆のサインでないといけないという規定は残るのか。 |
| | 教育庶務係長 | 保護者が申請者となっております。基本的には申請者が記入するものですので、押印が廃止されてもその点は維持されます。 |
| | 委員 | 銀行等の場合、サインのところだけは自筆でないとダメな時がある。特別に自筆を求めないのであれば良い。 |
| | 教育長 | 議案第7号の件につきましては、事務局提案のとおり決することによってよろしいでしょうか。 |
| | 委員 | <異議なし> |
| | | |

| | | | |
|----------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 会 議 進 行 状 況 | 教育長 | ありがとうございます。議案第7号は、提案のとおり決定されました。続きまして、議案第8号「上里町学校運営協議会実施要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。 | |
| | 教育庶務係 | 議案第8号「上里町学校運営協議会実施要綱の一部を改正する要綱について」ご説明申し上げます。 | |
| | | 提案理由でございますが、上里町では、内閣府の作成した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に沿って押印を必要とした手続き等について見直しを行っており、申請書の押印を廃止するため所要の改正を行いたく、本案を提出するものです。 | |
| | | 内容でございますが、要綱内の様式第1号（第2条関係）上里町コミュニティ・スクールの指定に係る申請書の押印を廃止するものです。 | |
| | | 要綱の第2条（設置）では、申請や押印を求めておらず、様式のみには押印欄がございます。押印見直し基準では、「様式のみには押印欄がある手続は、登記印・登録印を求めているなど特段の事情がない限り、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられることから押印を求めない」とされていることから、押印を廃止いたします。 | |
| | | 新旧対照表をご覧ください。廃止するものについては、申請書下段の小・中学校校長印の押印です。 | |
| | | 以上で、上里町学校運営協議会実施要綱の一部を改正する要綱についての、提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 | |
| | | | |
| | | 教育長 | ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。 |
| | | 委員 | <特になし> |
| | | 教育長 | 議案第8号の件につきましては、事務局提案のとおり決することによろしいでしょうか。 |
| | | 委員 | <異議なし> |
| | | 教育長 | ありがとうございます。議案第8号は、提案のとおり決定されました。続きまして、「その他」ですが、委員の皆様から何かご提案等ございますか。 |
| | | | |
| | | | |

| | | |
|----------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 進 行 状 況 | 委員 | <特になし> |
| | | |
| | 4. 教育長報告 | 特に無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。 |
| | 教育長 | 4点報告させていただきます。 |
| | | 1点目は、コロナ関係です。今年に入り、上里町におきましても感染者が急拡大しており、児童生徒にも感染が広がっている状態です。 |
| | | クラスで陽性者が2人以上、または陽性者が1人でも他に体調不良者が複数いる場合は、学校医さんに相談の上、学級閉鎖にしております。 |
| | | 今日までに、5校13学級の学級閉鎖を行いました。先週の金曜日で学級閉鎖は全て解除になりましたが、今朝、新たに1クラスが学級閉鎖に入りました。また、まん延防止等重点措置が3月6日まで延長になったことから、感染拡大防止対策として、町内の小中学校では、2月18日(金)から3月4日(金)まで、短縮授業を実施しております。 |
| | | 2点目は、令和4年度会計年度任用職員選考です。広報かみさと12月号及び町のホームページで募集のお知らせをし、1月に選考を行いました。教育委員会部局では、学校関係では介助員、スクールサポートスタッフ、児童支援員、部活動指導員など13の職種52名、生涯学習関係では地区公民館長、公民館・資料館事務補助など4つの職種16名の選考が終わり、先週、可否の結果を郵送いたしました。 |
| | | 若干、埋まっていない職種がありますが、改めて追加募集をかける予定です。 |
| | | 3点目は、高校入試関係です。埼玉県公立高校入試がいよいよ始まりました。大まかな日程は、2月24日(木)学力検査、2月25日(金)実技検査、面接(一部の高校)、3月4日(金)入学許可候補者発表となります。また、コロナ関係で学力検査が受けられない生徒につきましては、追試験が予定されております。上里町では207名、3年生の75%が願書を提出しました。 |
| | | 4点目は、教職員人事関係です。<内容は非公開> |
| | | 以上、教育長報告とさせていただきます。この件で何かご意見・ご質問等ございますか。 |
| | | |
| | 委員 | <特になし> |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | |
|----------------------------|-----------|---------------------------------|
| 会 議 進 行 状 況 | 5. その他の事項 | 続きまして、その他の事項としまして、委員の皆様から何かござい |
| | 教育長 | ますでしょうか。 |
| | 委員 | <特になし> |
| | 教育長 | ないようですので、最後に次回の定例教育委員会の日程をお諮りい |
| | | たします。3月25日（金）午後2時30分からお願いしたいと思 |
| | | いますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。 |
| | 委員 | <了解> |
| | 教育長 | では、次回の定例委員会は、3月25日（金）午後2時30分から、 |
| | | 3階の教育委員会室で行います。 |
| | 6. 閉会 | 本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。 |
| | 教育長 | 以上で、2月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。 |
| | | |
| | | |
| | | 会議録署名人（教育長） |
| | | 会議録署名人（委員） |
| | | 会議録調製者（学校教育課長） 望月 誠 |